

12月15日（木）まで 国の果樹産地再生支援対策事業の 申請を受け付けしています！

◇対象者◇

耕作をしている果樹園地で、樹冠浸水3割以上の被害に遭った農業者を支援します。

◇支援内容◇

①樹勢回復等に向けた取組：7.1万円/10a

○樹勢回復のための整枝・せん定等、泥が付着した樹体の洗浄、ゴミの除去等

②堆積土砂の影響防止に向けた取組支援：2.3万円/10a

○土壌の通気性確保のため小型管理機等により行う耕耘作業等

①要件

『農業経営収入保険』又は『果樹共済』へ『加入している』又は『今後加入する』こと

②申請期限、申請先等

期限 12月15日（木）厳守

申請先 (1) つがる弘前農協組合員

弘前北支店、弘前西支店、藤崎支店、和徳支店の営農担当窓口

(2) つがる弘前農協組合員以外

弘前市役所 前川本館3階 農林部りんご課

◎必要書類

- ・申込書
- ・作業日誌
- ・被災園地の写真(現在)
- ・被災園地の面積が分かる書類
- ・収入保険等加入確約書(加入済は不要)
- ・農産物等被害証明書
- ・申請者の通帳の写し
- ・その他必要な書類

❖その他の支援❖

泥水被害を受け、改植を行う園地の取組支援

○改植経費（抜根、苗木の植栽等）

- ・慣行樹形：17万円/10a（丸葉）、33万円/10a（わい化）
- ・省力樹形：73万円/10a（超高密植、V字ジョイント）等

○未収益期間の管理経費：22万円/10a

この他、廃園経費支援（8万円/10a）の活用を希望される方は、ご相談ください。

改植・新植を行うには、時間的余裕を持ちながら、**計画的**に進める必要がありますのでお早めにご検討ください。

申請受付は**令和5年春頃**を予定しています。
(申請時期が決まり次第、改めてお知らせします)

お問い合わせ先
弘前市役所 前川本館3階
農林部 りんご課 TEL 0172-40-7105

